1. 議事日程

〔平成27年第1回安芸高田市議会3月定例会第23日目〕

平成27年 3月18日 午前10時開会 於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名諱	鏡員の指名					
日程第2	同意第1号	安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について					
日程第3	議案第2号	安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償					
		に関する条例の一部を改正する条例					
日程第4	議案第4号	安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について					
日程第5	議案第5号	安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を					
		定める条例					
日程第6	議案第6号	安芸高田市保育所条例等の一部を改正する等の条例					
日程第7	議案第7号	安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例					
日程第8	議案第8号	介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設					
		備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例					
日程第9	議案第9号	介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の					
		人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに					
		係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め					
		る条例の一部を改正する条例					
日程第10	議案第10号	介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営					
		並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支					
		援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例					
日程第11	議案第11号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法					
		律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例					
日程第12	議案第25号	平成27年度安芸高田市一般会計予算					
日程第13	議案第26号	平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算					
日程第14	議案第27号	平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算					
日程第15	議案第28号	平成27年度安芸高田市介護保険特別会計予算					
日程第16	議案第29号	平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計予算					
日程第17	議案第30号	平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算					
日程第18	議案第31号	平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予					
		算					
日程第19	議案第32号	平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算					
日程第20	議案第33号	平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算					
日程第21	議案第34号	平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会					
		計予算					
日程第22	議案第35号	平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算					
日程第23	議案第36号	平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算					

- 日程第24 議案第37号 平成27年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第25 閉会中の継続調査の件について
- 2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉	重	輝	吉	2番	玉	井	直	子
3番	久	保	慶	子	4番	下	尚	多美	镁枝
5番	前	重	昌	敬	6番	石	飛	慶	久
7番	児	玉	史	則	8番	大	下	正	幸
9番	水	戸	眞	悟	10番	先	Ш	和	幸
11番	熊	高	昌	\equiv	12番	宍	戸	邦	夫
13番	秋	田	雅	朝	14番	塚	本		近
15番	藤	井	昌	之	16番	金	行	哲	昭
17番	青	原	敏	治	18番	Щ	本		優

- 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4. 会議録署名議員

4番 下岡多美枝 5番 前重昌敬

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長 浜 田 一 義 副 市 長 沖野文雄 教 育 長 永 井 初 男 総務部長兼総務課長 杉安明彦 企画振興部長 武 岡 隆 文 市民部長小笠原義和 福祉保健部長兼福祉事務所長 産業振興部長 中 元 寿 文 清水 勝 建設部長兼公営企業部長 西原裕文 教 育 次 長 叶 丸 一 雅 消 防 長 久 保 高 憲 会計管理者 広瀬信之 八千代支所長 河野雄二 美土里支所長 高本 修 中谷文彦 甲田支所長 秋重正義 高宮支所長 向原支所長 神岡眞信 財政課長 西岡保典 修 政策企画課長 山平

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長外輪勇三事務局次長近永義和総務係長森岡雅昭専門員大足龍利

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○山本議長 定刻になりました。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。 外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。

第1点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告書 の提出がありました。

第2点、監査委員より、平成27年1月分の例月出納検査の結果についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。 以上で諸般の報告を終わります。

〇山 本 議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

次に、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議の運営につきまして、去る3月16日に、議会運営委員会を 開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたしま す。

追加案件となる、「同意第1号」の取り扱いについて協議を行い、提 案理由説明後、採決を行うようにいたします。

以上、報告を終わります。

〇山 本 議 長 以上で報告を終わります。

~~~~~()~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

〇山 本 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において4番 下岡多美枝さん、及び5番 前重昌敬君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

〇山本議長 日程第2、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 おはようございます。

同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」提案

理由の御説明を申し上げます。

本件は、教育委員会委員の任命について、「地方教育行政の組織及び 運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの であります。

平成27年4月27日をもって任期満了となります天清一亮さんの後任として、引き続き天清一亮さんを任命いたすものであります。

天清さんは、平成23年4月28日から1期4年間、主体的に本市の教育委員活動に携わっていただき、その手腕を発揮してこられました。教育行政に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、教育委員として適任であると確信をいたしております。

どうかよろしく御審議の上、同意をいただきますようお願いを申し上 げます。

## (玉重議員 入室)

○山 本 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付 託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

〇山 本 議 長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

〇山 本 議 長 御異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定い たしました。

~~~~~~

日程第3 議案第2号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

〇山本議長 日程第3、議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第 4、議案第4号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件 までの2件を一括して議題といたします。

> 本案2件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員 長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 石飛慶久君。

〇石飛騰離議録 平成27年2月24日付で、本委員会に付託されました議案第2号及び第4 号の2件について、議案審査の結果を次のとおり報告いたします。

> 付託のあった議案2件について、3月4日に総務企画常任委員会を開催 し、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査 を行いました。

議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、非常勤特別職について、 既存の職の見直しと新たな事業に対応するための職の追加等を行うもの であります。

教育委員会の委員長については、本定例会に議案第11号として上程されている地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例に関連し、改正法律によって教育委員会の委員長の職を新教育長が担うことに伴い、削除するものであります。

なお、附則により、現在の教育長の任期満了等により、効力を有する こととしております。

次に、新たに追加する職として、地域おこし協力隊員月額20万円については、来年度以降、取り組む新規事業によるもの、空き家等対策推進協議会委員日額7,000円については、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い、空き家等対策計画の策定や実施によるもの、それぞれ職及び報酬額を定めるものであります。

続いて、議案第4号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、郷野地区コミュニティ集会所ほか43施設について、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例により、指定管理者の候補者を選定したものであります。

審査の中で、委員より、「今回の1年間の指定期間としている施設の詳細な選定の状況について」質疑があり、執行部より「産業振興部所管の施設において、八千代地域振興施設フォルテは、中長期的に廃止または移転を検討していかなければならない施設。土師ダムサイクリングターミナルほか2施設は、効率的な運営を目指して同一の指定管理者の募集を検討する。美土里堆肥センターについては、高宮・甲田両堆肥センターを含めた3施設の運営の状況を見ながら指定管理料等の精査をしていくため、指定管理年度の統一を行いたいといったことからそれぞれ1年間の期間としている」との答弁がありました。

議案の内容を慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○山 本 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇山 本 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、議案

第4号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、 委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第5 議案第5号 安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用 者負担等を定める条例

日程第6 議案第6号 安芸高田市保育所条例等の一部を改正する等の条例

日程第7 議案第7号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第8号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

日程第9 議案第9号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第10号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人 員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関す る条例

〇山本議長 日程第5、議案第5号「安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例」の件から、日程第11、議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」の件までの7件を一括して議題といたします。

本案7件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員 長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長前重昌敬君。

○前重対類性性が おはようございます。

2月24日付で、本委員会に付託されました7件の議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。

付託のあった議案第5号から議案第11号までの7議案につきまして、3 月3日に文教厚生常任委員会を開き、市長を初め、副市長、教育長、及 び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。 議案第5号「安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例」並びに、議案第6号「安芸高田市保育所条例等の一部を改正する等の条例」の2件について、議案第5号では、本年4月より始まる、子ども子育て支援新制度に伴う、児童福祉法の改正により、子どものための教育・保育に係る利用者負担等について、各自治体において、条例で定める必要が生じたため新たに条例を制定するものであり、また、議案第6号では、同じく本年4月より始まる、「子ども子育て支援新制度」に伴う、「子ども子育て支援法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律」による、児童福祉法の一部改正により、本市の保育所条例及び関係するへき地保育所条例、放課後児童クラブ条例の一部改正を行うとともに、保育の実施に関する条例並びに市立幼稚園保育料条例の廃止を行うものでありました。

次に、議案第7号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」は、安芸高田市高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする、第6期介護保険事業における、65歳以上の高齢者、第1号被保険者の一月当たりの基準となる保険料について、第5期の6,000円から6,100円に引き上げるための条例の一部改正を行うものでありました。

審査の過程において、委員より、「第5期より100円増額の保険料となるが、27年度から29年度までの3年をこの額でいいのか。」との質疑があり、執行部より、「この基準額は、27年度から29年度の3年間に係る介護給付費を積み上げた額で割り戻したものであり、1億3,000万円余りの基金から7,000万円の取り崩しを行い、100円の増額に抑えたものである。7,000万円の根拠は、第5期の期間中に7,000万円余りの基金が積み上がったものであり、この額を基本に保険料アップの低減を図るものである。」との答弁がありました。

続いて、議案第8号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第9号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、及び議案第10号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の3件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権改革第3次一括法の公布に伴い、これまで厚生労働省令等で定めることとしていた基準を、地方公共団体の条例で定めることとされたことから、平成24年及び26年で整備・施行を行った各条例について、このたびの介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布により、それぞれ一部改正を行う

ものであり、厚生労働省令で定める基準に従い、改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「本市は、看護小規模多機能型居宅介護及びお泊まりデイサービスの該当はないと説明があったが、今後該当することも考えられるか。」との質疑があり、執行部より、「現在、小規模多機能型事業所は、市内で3つの事業所が事業を行っている。また訪問看護については、市内で1事業所が事業を行っており、いずれの事業所も人員確保に苦慮しておられ、新たな事業所を整備していくのは難しいと考えている。次に、お泊まりデイサービスは、現在市内において、デイサービスでお泊まりサービスまでやっているところはないが、短期入所に対して大変要望も多く、なかなか順番がこないといった課題も聞いている。これが即、デイサービスのお泊まりサービスにつながるとは考えていないが、いずれにしても、利用者が安心して利用できる体制をつくることが必要であり、今後こういった要望があったときには、事業者、利用者等と十分協議を行い、安心安全に利用できる体制づくりに努めたい。」との答弁がありました。

最後に、議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月から施行されることに伴い、本市の職員定数条例、証人等の実費弁償に関する条例、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、教育委員会委員の定数に関する条例の、4件について一部改正を行うもの。また、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例1件を廃止するものであります。

各条例の趣旨、内容等を詳細に確認しつつ慎重に審査し、採決した結果、これら7件の条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○山 本 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇山 本 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号「安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例」の件から、議案第11号「地方教育行政の

組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」の件までの7件を一括して起立により採決いたします。

本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案7件は、 委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第25号 平成27年度安芸高田市一般会計予算

日程第13 議案第26号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第27号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第28号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計予算

日程第16 議案第29号 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計予算

日程第17 議案第30号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算

日程第18 議案第31号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業 特別会計予算

日程第19 議案第32号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予 質

日程第20 議案第33号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算

日程第21 議案第34号 平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備 事業特別会計予算

日程第22 議案第35号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算

日程第23 議案第36号 平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算

日程第24 議案第37号 平成27年度安芸高田市水道事業会計予算

〇山本議長 日程第12、議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第24、議案第37号「平成27年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの13件を一括して議題といたします。

本案13件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員 長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 金行哲昭君。

○金行辯辯疑

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

平成27年2月24日付で、本委員会に付託されました、議案第25号から 議案第37号までの新年度予算13議案の審査結果を報告いたします。

付託されました、13議案につきまして、3月6日、9日、11日の3日間、 予算決算常任委員会を開催し、市長、副市長、及び教育長並びに関係部 局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

平成27年度の予算規模は、一般会計が199億5,000万円となり、26年度と比較して7,000万円、前年対比0.3%の減、特別会計全体が、総額117億7,773万3,000円となり、前年対比0.8%の増、水道事業会計が、4億8,667万2,000円となり、前年対比21.5%の減となっております。

審査を通じて出された特徴的な質疑とその答弁は次のとおりです。

総務部の審査におきましては、委員より、「新規の市内高等学校教育振興補助金2校140万円について、その生徒たちにとっては励みになり、継続をしていけば、ある程度市の学力の向上につながってくると考えるが、その内容をこれからも継続されるのか。」との質疑があり、執行部より、「吉田高校においては、学力向上、特色ある高校に育て上げていく教育振興という目的を持って、教育ソフト、インターネットを介して有名な塾の講師の授業が受けられる費用として、また、向原高校においても、教育の水準も上げていくということで、授業のあり方も変わってきている中、電子黒板を購入して活用していきたいと構想をされている。具体的には新年度に事業計画の申請をもって、その内容を見て決定していくことになる。この補助事業が続くかどうかについては、その要請に応じて事案を検討しながら、その後の取り組みの内容によるものと考えている。」との答弁がありました。

市民部の審査におきましては、委員より、「塵芥処理事業について、安芸高田市のごみ量は減る傾向なのか、ふえる傾向なのか。また、エコモデルタウン事業の詳細な説明を」との質疑があり、執行部より、「ごみ量については、このところ増加傾向が続いていたが、ようやく26年度で減少傾向になった。また、エコモデルタウン事業については、現在15分別で処理しているが、地域をモデル的に定めて県内最高の24分別を目指してリサイクルの推進を進めるものである。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきましては、委員より、「母子保健事業の不妊治療助成事業補助金の詳細な説明を」との質疑があり、執行部より、「この制度は平成26年度から始まっているもので、県が認定した方に対し、県の補助金に上乗せして補助するもので、最高1回15万円、一人6回を限度とするものである。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきましては、委員より、「美術館運営事業について、市が所蔵する美術品の保守管理はどのように行っているか」との質疑があり、執行部より、「美術品は、向原支所に整備した収蔵庫に収納している。管理については、収蔵庫に遮光カーテンを設け、燻浄を行うとともに、竹炭等により湿度管理を行っている。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、委員より、「治山事業の小規模崩壊地復旧事業費の対象が3カ所予定されているが、現在、把握されている箇所数はどのくらいあるのか。また近年、集中豪雨などの状況もあるため、短期間で集中的に整理するべきではないか。」との質疑があり、執行部より、「現在、要望で聞いている箇所は30カ所くらいあるが、県事業の補助金であり、県と相談し、現地確認を行い、今年度は3カ所を計上している。この事業は地元負担金が25%かかるということもあり、地元協議を行いながら優先順位をつけ、できるところからやっているというのが現状である」との答弁がありました。

建設部の審査におきましては、冒頭、執行部より、「国道沿線活性化事業として、「道の駅」の整備のため、4億72万1,000円計上しているが、予算編成後に、社会資本整備交付金の一部が対象外とされたため、国と市の施工区分、あるいは事業費の見直しの検討を余儀なくされており、提案している予算についても再考する必要があると考えている。」との説明がありました。

委員より、「再考の必要があると説明があったが、いつごろまでにさ れるのか。」との質疑があり、執行部より、「本市で整備する部分につ いて、社会資本整備交付金の対象であったものを対象外とされ、市では 容認できないということで国へ再考いただき、国のエリアを拡張した 「見直し案」を提示いただいている。しかし、「見直し案」では駐車場 の台数が減少するため、この道の駅に対し地方創生の拠点施設としての 期待を持つ本市としては、致命的欠陥があると考えている。今後も、 国・県と協議・調整を行っていく。提案している予算案は、現行の計画 に対する予算案であり、今後は市の方針をいち早く見定めて、その方針 に沿った予算に変更していく必要がある。今後さらに、国並びに県と協 議を進める中で、できるだけ早目に定めたい。」との答弁がありました。 また、委員より、「これからのことを考えると、この当初予算は大変 重要で、今後の国交省との交渉にも影響してくる重大な問題だと思う。 国が進めようとしているところに水を差すような判断は避けていただき たいと思うが、その考えは。」との質疑があり、執行部より、「この予 算を削ることになると、国の事業に反逆したことになる。今後の国との 関係もあるので、執行保留という形で予算を認めてもらいたい。」との 答弁がありました。

また、委員より、「産直市や農協の可愛出張所を移転、建てかえするとなれば、これまでの国庫や県費の整理が必要になるのでは。」との質疑があり、執行部より、「産直市について、従前は返還金が不要との話であったが、2月上旬に、農水省の補助金の一部、約6,000万円を返還する必要が生じるとの話があった。それ以外の部分についての返還は生じない。」との答弁がありました。

次に、特別会計におきましては、国民健康保険特別会計予算の審査の中で、委員より、「保険給付費の減額の要因は。」との質疑があり、執行部より、「医療費の伸びは、これまで4%程度であったが、現時点では2%程度と推計していること、及び被保険者数の減が主な要因である。」との答弁がありました。

各会計の「歳入・歳出」それぞれ慎重に審査した結果、一般会計予算において、委員から原案の修正動議が提出されましたが、多数の討論がなされたのち、修正案は否決となりました。

その後の採決においては、各会計の予算額、事業内容等、適正である と判断し、議案第25号から議案第37号までの13議案について、全て原案 のとおり可決すべきものと決しました。 以上で、報告を終わります。

○山 本 議 長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

熊高昌三君。

○熊 高 議 員

委員長報告の中で、議案第25号の国道沿線活性化事業に関係して、市長より、国の方針が変わったので予算の執行保留をしたいというふうな言葉が委員長報告の中にもありました。この執行保留ということが法的に根拠があるのか、ないかという確認をさせていただいたと思いますが、そういった大事な報告が入ってないということはいかがなものでしょうか。

〇山 本 議 長 答弁を求めます。

予算決算常任委員長 金行哲昭君。

○金行門熟點機長

私も委員長をしておった中にそういう執行保留というのは法的にどうなのかということもありましたが、武岡企画振興部長だったと思いますが、根拠はないが、あらゆる予算の計上をしてその執行の中で市長の思いの中でやっていく。ここでまた早目に皆さんと相談していくということであったと思いますが、この委員長報告になかったということに対しては、執行保留ということはここに入れていたと思いますが、この内容の中で報告させていただいたということでございますので、御理解をお願いします。

○山本議長 ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三君。

○熊 高 議 員

あった事実は認めていただきましたが、やはり議会というのは、自治 法あるいは条例に基づいていろいろ決めていく我々の立場でありますか ら、一番法的に根拠があるのか、ないのかということが最終的には大事 になってくるんだと思うんですね。その言葉が入ってないということは、 委員長報告としては少し欠けておるんじゃないかということです。

再度、確認をしますが、法的根拠がないということを委員長として認めていただくことをはっきりと申し上げていただきたいと思います。

〇山 本 議 長 答弁を求めます。

予算決算常任委員長 金行哲昭君。

○金行預測點接

今の熊高議員に対してですが、委員長報告に入ってないというのは 認めますが、その根拠に対して、執行部のほうからも根拠についてはい ろいろありますが、私がその根拠がないということを言われたというの は認めますが、その根拠がないから云々ということはちょっと私が認め るということではない。根拠がないというのは言われておるんですが、 執行保留という言葉を出された、法的な根拠がないということも言われ ておるということは、私自身、個人的にそういうことは委員長としては 出せないということを報告しておきます。

〇山 本 議 長 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 金行委員長が、法的根拠があるとか、ないとか、認めるとか、認めないとかいう議論ではないんですよ。執行部がそういった発言をしたという事実を、当然議事録には残っておりますけれども、そのことをきちんと書いてないということが非常に大きなポイントじゃないかということを私は申し上げておるので、そのことを執行部が言ったということを委員長として確かに受けとめましたよということを明言していただきたいということです。

〇山 本 議 長 答弁を求めます。

予算決算常任委員長 金行哲昭君。

○山本議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇山 本 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。 これより、本案13件に対する討論を行います。討論はありませんか。 討論がありますので、これより本案13件を個別に討論・採決を行いま

す。

まず、議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する討論の発言を許します。まず、反対討論の発言を許します。

3番 久保慶子さん。

○久 保 議 員 議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」に対する反対討論 を行います。

誤解がないように申し上げますが、本来、道の駅に対して反対しているものではありません。当初案が直前になって、一部国交省分が認められないことが明らかになった中で修正されず、また予算の保留という法的拘束のないものを認められません。

また、理由の一つには、駐車場の台数が現状より少なくなり、どこに 振興の根拠があるのかを理解できないし、市民にも説明ができません。

今後、きちんと構想が固まり、予算をつけていくことは十分可能であると考え、修正動議を出しましたが否決されましたので、いたし方なく原案に反対いたします。

〇山 本 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を求めます。

10番 先川和幸君。

○先川議員 10番、無所属、先川和幸でございます。

私は、議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」に対し、賛成であります。

先般、執行部より委員会で詳しい内容説明を受けたところであります。 本年は、第2次安芸高田市総合計画の初年度に当たり、また地方創生の 取り組みの初年度であります。

さて、市は人口減少に歯どめのかからない、今や人口3万人台を割る という少子高齢化の実態を直視し、行政のそれぞれの役割分担を明確に するための自助・共助・公助の啓蒙活動が行われているところであります。

本予算は、「人がつながる田園都市 安芸高田」をスローガンに、集中と選択の理念のもとに、「人が集い育つまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「地域資源を生かしたまちづくり」、第3次行政改革等々を骨格に編成されており、その骨格に基づいたすばらしい予算編成だと思っております。

さて、ここでいま少し過去を振り返ってみますと、浜田市政の初年度 ごろは、あの北海道の夕張が財政破綻したところでもあり、市長の「決 して夕張にはならないように」という強い意思の上、ここまで財政健全 化計画を旗印に、道半ばと言えども平成20年度以降、実質単年度収支は 黒字に転換する等、一定の効果を見ているところであります。

また、合併10年間の特例加算期間におきましては、合併のスケールメリットを最大限に生かしたダイナミックな展開が行われたところであります。

例えば、既成の既得権の厚い壁を打破し、お太助バスの開設、葬斎場の建設等、また将来の夢を乗せてテレビ電話とも言えるお太助フォンの開設、高速インターネットの整備、土師ダム周辺整備、生涯学習センターみらいの建設、さらに神楽東京公演、ふるさと応援の会の拡大等々、ダイナミックな事業展開がなされ、これまでの市政運営は堅実かつダイナミックなところであります。

さて、先の予算委員会におきまして、他の委員から本予算に対して修正動議が提出されました。私もその場では申しましたが、道の駅は、基本的には国の事業でありまして、人口減少に悩む本市の活性化への起爆剤として市長の誘致活動のたまものであります。

今回、これを見送るということは、道の駅を放棄することにもつながりかねず、今後とも強い意思を持って国と交渉され、本市の活性化につなげていただきたいと思っております。

最後になりましたが、平成27年度予算案につきましては、限られた枠の中でよく練られた予算であると思っております。この予算にさらに磨きをかけていただき、全ての安芸高田市市民の幸せにつなげていただくことを強く要望し、終わります。

〇山 本 議 長 続いて、反対討論はございませんか。

13番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員 私も議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」、特に国道沿線活性化事業、道の駅整備について、反対討論を行います。

今回の予算審査における着眼点として、予算は1年間の収入、支出の 見積もりではございますが、後年度に影響するところも大きいので、長 期的な観点に立っての是非を判断することが必要であることを主眼に審 査に望みました。

また、予算の意義と考え方として、もしも歳入の見積もりが甘かった

り、起債が過大で将来の財政運営に不安を残すようであれば、削減するなり、繰り延べるなり、何らかの修正を加える必要があり、これこそが 議会の予算審議における使命であり、責務だということを主体に予算審 査に望みました。

当初予算編成の基本方針としては、先ほどの賛成討論の中にもございましたが、安芸高田の魅力をさらに高める施策を行うことを基本に編成され、限られた予算額の中で14の新規事業をはじめとして、本市がこれから進むべき方向を見定められた予算編成であり、御尽力されていることは認識いたしております。

しなしながら、国道沿線活性化事業につきましては、重点施策として 国交省との一体型の道の駅整備に約4億円弱の予算計上をされておりま すが、予算審査直前の産業建設常任委員会において、社会資本整備交付 金の変更についての説明があり、交付金の変更について知らされること になりました。

内容的には、私も周知いたしておりますが、国の取り組み等も含めて納得できるものではございませんでした。納得できない点といたしまして、まず、駐車場については現行案の64台から、見直し案では24台減の40台となり、執行部の御説明でも「この状況で道の駅を整備しますと利用されます皆様にとっても運営をする側にとっても、大変不便な状況となることは明白です。」とあり、今後も国土交通省との協議、調整を行ってまいりますとは言われておりますが、さらには今回提案させていただいております予算については、現行の計画に対する予算であり、再考の必要があると考えているとのことでございました。

また、道の駅の整備により、本来の道路休息施設としての役割はもちろんのこと、現在ある産直市を生かしながら、農業振興、観光振興、ひいては地方創生の拠点施設として地域振興に寄与することを考えたとき、駐車スペースが少ないということは、致命的な欠陥であると認識していますとも申されております。私は、ここの点について将来展望を考えたとき、国の見直し案に従うのがいいのかどうか、疑問を抱いているところでございます。

次に、事業費についてでございます。産業建設常任委員会の説明では、現行案と見直し案では、総事業費では1億3,250万円の減額となりますが、市債は5,230万円の増額となり、さらには、将来を考えたとき、単独事業費も8,000万円から2億5,550万円になるとの説明がございました。

また、市費の負担増を抑えられるような他の補助金、交付金というのは現時点では見つかっていないという執行部の説明にも私は注視が必要と考えます。市民の代表として、市費負担増となる事業であるなら、その費用対効果も検討した将来展望を見据えた事業となるために、しっかり検討することが大切だと考えます。

よって、予算決算常任委員会において修正動議が出されましたが、これは残念ながら賛成少数で否決となり、きょうの日を迎えております。

私は修正動議にもあります修正案をもとに、国道沿線活性化事業の予算額を一端は当初予算額から削除して、今後はしっかりと道の駅について、十分な議論を積み重ねた上で取り組むべきだと判断いたしております。

先ほど、反対討論の最初にもございましたが、決してこの整備について今後反対しようというのではなくて、そういったところの部分の予算審査でございますので、そこのところをしっかり検討していくべきだというふうに思っております。

国が示されている駐車場だけの整備を取り入れて、今後、産直市等を含めた検討をしていくんだと市長は話されておられます。また、先ほどございましたこの予算は、執行保留にして御理解を賜り、今後、議会と検討していくということでございましたが、冒頭申し上げましたように、予算は後年度に影響するところも大きいので、長期的な観点に立っての是非を判断するのが必要ということをかんがみ、予算審議、当初予算額を議決するに当たっては、まだまだ先行き不透明感が拭いきれず、賛成することはできなく、これを反対討論とさせていただきます。

〇山 本 議 長 次に、賛成討論はありませんか。

4番 下岡多美枝さん。

〇下 岡 議 員 4番、下岡多美枝でございます。私は、平成27年度の一般会計予算に 賛成の立場で討論を行います。

合併して11年目になりました。新たにスローガンは、「人つながる田園都市安芸高田」です。人と人とのつながりを大切にして、都会にない田舎のすばらしさを全面に出したスローガンに付随した予算になっていると思われます。

3月6日から予算については、わかりやすい資料を作成され説明をしていただきました。「人が集い育つまちづくり」、「安心して暮らせるまちづくり」、「支え合う福祉社会の実現と医療体制の充実」、「地域資源を生かしたまちづくり」、「第3次行政改革の取り組み」と5つに分け、地域創生の初年度として取り組まれた予算です。

例えば、地域おこし協力隊は7名が決まり期待は大きく、頑張っていただきたいと思います。子育て支援の充実や福祉相談事業で新規に地域包括支援センターの運営が始まり、またプレミアム付商品券の発行は商工業者の支援に一役を買うと考えます。市民の期待も大きく感じます。市も民間の会社と同じでとまるわけにはまいりません。新しいものに挑戦をし、安芸高田市を守る使命があります。1歩でも半歩でも前進して安定した安芸高田市を市民は願っております。今回の目配りの利いた予算が執行されることを願っております。

また、予算の組み立ては職員の皆様の努力そのものです。敬意を表し、 賛成の討論といたします。

〇山 本 議 長 次に、反対討論の発言を許します。

7番 児玉史則君。

○児 玉 議 員 議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」への反対討論をい

たします。

当予算案では、教育の充実を施政方針でも述べられ、また教育予算も 昨年の6.6%から7.1%に増額され、明確に未来への投資を充実されたこ とには大いに評価を申し上げ、敬意を表したいと思います。

一方で、財政健全化が叫ばれ、公共施設の1人当たりのスペースは、 県内トップの広さであり、今後、公共施設の30%を削減される旨の報告 があり、その方向に進まねばならない状況であることは御承知のとおり であります。

そういった中での道の駅構想でしたが、国からの交付金およそ1.9億円が減額となる状況では、これまでも一般質問でも申し上げてきましたが、後年度負担に関し、明確な費用の算出が必要不可欠であろうと思います。次の世代は医療や介護保険の負担増、年金受給の減額、消費税等の税金アップ等々、多くのつけが今の現役世代から回る状況にあります。維持・修繕費等の後年度負担が明確になっていない状況で、なおかつ国の交付金が減った状況では、道の駅の予算を凍結し、いま一度費用対効果及びランニングコストの検討が必要であると判断し、国道沿線化活性化事業予算、この1点に関し、同意することはできません。よって、平成27年度一般会計当初予算案に反対をいたします。

〇山 本 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

〇宍 戸 議 員 12番、宍戸邦夫です。

私は、平成27年度安芸高田市一般会計予算案に賛成の討論を行います。 平成26年度から地方交付税の合併特例加算措置が年々段階的に減額され、27年度においても厳しい予算編成が求められる年でもあります。

27年度は、これから10年間、安芸高田市の将来像として、「人がつながる田園都市 安芸高田」を掲げ、新たなまちづくりの方向性を示した長期総合計画が策定され、国の示す地方創生に期待しつつ、計画の施策を実現するための事業が展開される最初の年でもあります。

まち・ひと・しごと創生法のもと、政府は、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、安芸高田市においても、安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部が設置されました。

国の示す地方創生の大きなテーマの一つは、東京圏への人口の過度の 集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することにありま す。

そうした中にあって、平成27年度当初予算案では、特徴的な予算は多くあげることができますが、中でも特に私の関心の高いものについて申し上げます。

一つには、市外からの地域おこし協力隊を配置し、外部の目を生かした新しいアイデアを取り入れようとする予算が計上されていること。2つ目に、26年度補正予算対応とあわせて学校教育の充実として、広島県内トップレベルの学力をつけることを目標に、安芸高田市学力向上戦略

(仮)を策定するとともに、小学校・中学校からモデル校を1校ずつ選定し、電子黒板、タブレット端末を導入、授業の進め方、教育効果等を検証するなど、将来の安芸高田市の学校教育のあり方に新たな視点で挑戦しようとする予算も計上されていること。また、新規事業として、スクールサポーターを配置し、小中学校の生徒指導を充実する予算も計上されています。これらは、安芸高田市にとってこれまでにない発想のもと、将来に希望の持てる予算案であると高く評価いたします。

そして、私が特に重点予算として位置づけているのは、地元の長年の強い念願である美土里町矢賀、横田地区の未給水区域の解消に向けた予算が計上されているところであります。日常生活をする上で欠かすことのできない、安全で安心して利用でき、安定した水を供給するための重要予算であります。

また、平成25年11月に食生活改善推進協議会が要望された生活習慣病の予防改善につながる食育の推進、地域での食に関する健康づくりの推進など、主たる活動拠点である、ふれあいセンター甲田の調理室の改善のための予算も計上されております。

さらには、国が整備をしようとしている道の駅(仮)が、市として防 災拠点など、新たなまちづくりの拠点の一つに位置づけ、国道沿線活性 化事業として観光振興、農業振興に大きくかかわる予算も計上されてい ます。農業青年の声として、道の駅整備は産直市が活性化し、農産物の 販路の拡大につながると大きな期待が寄せられております。

これからも執行部におかれましては、国との協議をしっかり進められまして、ぜひこの事業が達成するよう最大限の努力をしていただき、市民の期待に応えるようお願いをいたしたいと思います。

このように厳しい財政状況ではありますが、予算案全体分野を見てみましてもバランスが取れており、まさに国の示す地方創生、また「人がつながる田園都市 安芸高田」にふさわしい将来に夢と希望の持てる予算案であると考えます。このような将来に重要な意味を持つ、平成27年度一般会計予算案が速やかに成立し、安芸高田市のさらなる発展、市民生活の向上、安全で安心して暮らせる新たなまちづくりのため、公正に民主的に予算執行がなされることを確信して、賛成討論といたします。終わります。

○山 本 議 長 次に、反対討論の発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」に対して、反対の 立場で討論をさせていただきます。

> 賛成討論あるいは反対討論がそれぞれありましたが、まさに賛成討論 の部分でいえば、私は全く同感の部分が多くあります。

> 私が反対討論をするポイントは、修正動議を出させていただいたよう に、国道沿線活性化事業、この1点についてのみです。その他について は、いろいろ工夫をされ、努力をされて予算編成をされたということは

当然評価をさせていただきます。

ただ、この国道沿線活性化事業については、余りにも問題が多過ぎる と私は認識をしております。その問題点を5点について申し上げたいと 思います。

まず1番は、国土交通省の支援が急遽少なくなったという背景があります。しかし、道の駅も当初から、できてきた時代から言いますと20年近くなりますか、その当初から道の駅にかかわってきた国土交通省の方に意見を聞いてみました。

国道54号線の吉田の可愛地区に道の駅をつくるということになると、 交通量も含め、沿線の状況、そういったものをつぶさに確認をして、そ の状況に応じた規格の予算を組むのだと、予算の支援をしていくんだと いうことでありますので、今回の事業計画が余りにも過大過ぎたという ような状況に私は話を聞く中で受けとめさせていただきました。

であるから、当初要望しておった予算よりか縮小された国の支援になったということなので、今後、この予算を削減しようとすまいと、今後、安芸高田市がしっかりとした道の駅構想をつくっていけば、それなりの支援は当然得られるということです。ただ、幾ら過大な構想をつくっても、それに応じたような予算は国は出さないということです。これははっきりとしたことなんですね。ですから、そういった意味で、今回この予算を削減しようが、否決しようが、国交省は今後の取り組み次第で当然、国としての立ち位置で協議をしていくということには変わりないということが1点ありました。

2点目は、全体の道の駅構想の計画そのものが余りにも見えてこない。 産業建設常任委員会でもいろいろ検討され、資料もつぶさに見させてい ただきました。あるいは検討委員会の内容も見させていただきましたが、 どこにポイントを置いた協議をなされたのかというのが余りにも見えな さ過ぎました。

例えば、安芸高田市産直市、各町それぞれありますけれども、平成15年の吉田の産直市のピークが3億1,000万円の売り上げです。現在は、2億8,000万円程度ですか、こういった売り上げになっています。安芸高田市全体を言いますと、平成15年が4億3,000万円ぐらいです。平成25年は、先ほど言いましたように、吉田の産直市は2億8,000万円、全体で言えば4億4,000万円です。全体のキャパがこのぐらいのものなんですね。産業建設常任委員会あたりで市長が申されたのは、3億円の売り上げを9億円、10億円にしていくんだというふうな数字があがったと思います。その根拠等が全く示されないという状況にあります。

そういった状況でありますから、当然、3番目になりますが、これからのランニングコスト、あるいは収支計画、そういったものがほとんど我々には見えてこない。市長もよく言われるように、合併前に各町がつくった施設の費用対効果はどうなのかというようなことをおっしゃいます。当然、そういった視点で我々も見ていくべきだと思います。そうい

った視点からしても、その形態あるいは道の駅の運営そのものが見えない中で、どうやって我々が将来のランニングコストを見きわめていくのか、そういったことが今の状況ではできません。

4点目に、予算が議決されても協議が進まないと執行しないというふうに市長もおっしゃいました。当然、市長の発言ですから非常に重たいものがあります。それは我々も受けとめますが、これまでの審議の状況を見ると、あるいは委員会での発言を見ますと、本当にそういったことが守られるかどうかというふうな不安も私たちは持っております。これが議決をされますと、当然、関連する市道あるいは移転、そういったものの予算が主要でありますから、そういったものが執行される可能性があります。先に市道の改良等に着手すれば、市道をやったんだから道の駅も続けてやらないといけませんというようなことになりますと、冒頭国の予算が非常に厳しいということになれば、当然市費の負担が大きくなってきます。

先ほども賛成された議員の皆さんもしっかりと市民のためになる予算ということで評価をされました。そういったものが合併特例債の関係も含めてだんだんに厳しくなる状況の中で、そういった将来を見きわめたときに、本当にこの状況の中で道の駅を通していいものかどうか、そういった疑念を持っております。

5番目に、これは予算として一番基本的なことだと思いますが、2月の中旬に国土交通省から予算の削減というような方向での話があったということです。既に27年度の予算は作成されておりました。しかし、訂正なりする暇は十分にあったはずですね。委員会あるいは予算決算常任委員会でもそれぞれ議論をされる、そういった中で議会の意見を聞きながら修正あるいは訂正をするという暇は十分にあったはずなんですね。そういったことをされずに、法的根拠のない保留をしますというようなことでこの予算を通すということになりますと、やはり議決責任者として、その27年度予算全体に影響する予算というものを認めるということには成りがたい、そういった思いでおります。

以上のような理由によりまして、議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」に反対をするものであります。

〇山 本 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 5番、会派絆の前重昌敬でございます。

平成27年度施政方針並びに議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」につきまして、賛成の立場から討論いたします。

安芸高田市が誕生しまして10年がたちました。2月には、安芸高田市 民憲章の石碑が建立され、第2次安芸高田市総合計画による新たな総合 計画の10年の初年度となります。

「人輝く・安芸高田」をスローガンにこれまで着実に整備されてこられた新公共システムお太助ワゴンの運行、光ネットワーク整備事業によ

る市内全域でのお太助フォンサービス、安芸高田市葬斎場あじさい聖苑、向原生涯学習センターみらいの完成など、ソフト面におきましては、学習補助員の配置、子育て支援におきましては、ファミリーサポート事業の拡充による24時間保育、また中学校3年生までを対象とした乳幼児医療費の公費助成の実施、自助・共助・公助の理念の下での市民総ヘルパー構想に基づく生活介護サポーターの養成に加え、生活習慣病の重症化予防対策等の市民、医療機関、行政が一体となりかかわる健康倍増計画の取り組み、多文化共生の推進、若者定住促進の一環でもあります結婚サポート事業とあわせての子育て・婚活定住促進団地の分譲、そして再生可能エネルギーの導入促進におきましては、市内公共施設への屋根貸しによる太陽光パネル設置の発電などの締結は着実な成果が出ているものと高く評価するところであります。

人口減少が進む中、少子高齢化は避けて通れなく、そうした中、「人がつながる田園都市 安芸高田」のスローガンを掲げての平成27年度一般会計予算におきましては、昨年度比0.3%減、金額にして7,000万円減の199億5,000万円となっており、厳しい選択を通して、市民の利便に資する事業を主体として予算措置を講じられておられます。

特に本市におきましては、本年、平成26年度からは普通交付税の合併特例加算措置が段階的に減額されており、今後の行政経営は年を追うごとに極めて厳しさを増すことは必至であります。この厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な視点に立った平成22年度から平成31年度までの財政運営方針、財政健全化計画は、これからの第3次行政改革推進実施計画と整合性を図り、着実に推進されるものと期待し、安芸高田市の将来を見据えた事業の展開は「選択と集中」を基本に、公共施設のマネジメント等の中長期的な課題を視野に、安芸高田市の魅力をさらに高める施策を行うことを基本方針として、平成27年度予算編成に努められたことと理解するところであります。

急速に進展する少子・超高齢化に伴う保健・医療・福祉・介護にかかる費用の抑制を図るための重点事業では、早い段階からの若年性生活習慣病予防事業等の推進、今後、多くの患者が見込まれる認知症では、早期の予防対策が取られる事業を含め、しっかりとした取り組みとして評価するところであります。

また、教育の面から見ますと、今年度教育予算は、対前年度比6.1%のアップ、金額にしておよそ8,100万円増の14億1,100万円で、文教厚生常任委員会の委員としてこれまで地道に執行部と協議、議論を通してきた結果と認識し、特に吉田高校、向原高校への支援は施政方針に述べられておられるよう、広島県内トップレベルの学力、目標に掲げられておられることと理解するところであります。

27年度からは、電子黒板、タブレット端末を導入しての教育効果の向上を目指し、小学校、中学校から1校のモデル校を選定し、授業の進め方等の検証を行い、他校への導入時期、方法について検討されることと

なっており、児童、生徒、保護者、市民にとりましては、大きな期待が 伺えるところであり、次代を担うしっかりとした効果が生まれることと 確信するところであります。

また、これまでの道の駅としまして、市として大きな事業となりますが、この道の駅関係経緯は、平成24年11月には検討会規約の策定施行から検討会の開催、また平成26年3月には、安芸高田市と国交省とで設置に向けた協定書の締結等、この間、産業建設常任委員会におきましても道の駅に対する報告も含め、協議をなされております。また、同年度12月定例議会におきましては、今後道の駅の場所に当たる市道小学校西原線支線の認定も議決している状況であります。

こうした平成27年度安芸高田市一般会計予算におきまして、道の駅に対する予算措置約6億円は、先ほど同僚議員からありましたように、国道沿線活性化事業の中での国交省からの突然の減額の打診がある中、今後ランニングコストを含め、費用対効果等が執行部からの具体的な内容が早い段階で提示されることを含め、今回の予算は妥当であり、これからの地域創生を考える重要な拠点の一つとして、人に優しい、環境に優しい、災害時に機能を発揮する新しいタイプの道の駅になり、安芸高田市内外の交流拠点施設としても機能するよう願うものであります。

これからも新規の事業等に対しては、お太助フォンをしっかりと活用され、早い情報内容を提供し、市民の皆様に理解を得られるよう強く望むところであります。こんにちの社会経済情勢の中、27年度の予算は、地方創生への第一歩を踏み出す年として、市民の気持ちをしんしゃくされ、願いや思いがしっかりと盛り込まれた予算と評価するものであります。

今後も市民目線に立った地域格差のない、バランスのとれた施策の実行、選択と集中、持続可能な行政経営の確立がしっかりと行われることを要望しまして、賛成の討論といたします。

〇山 本 議 長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○山 本 議 長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番 石飛慶久君。

〇石 飛 議 員 私は、平成27年度安芸高田市一般会計予算について、賛成をいたします。

この予算に対する争点は、国道沿線活性化事業に対する事業の執行に対することが課題であるということになっていると思います。反対議員さんのほうから、国土交通省の支援を今受けているが、この事業を一度削除しても引き続き、国土交通省はこの安芸高田市を支援してくれるであろうという答弁がありましたが、全国自治体拠点整備というものに対しては、大変苦労していると思います。

現在、安芸高田市が防災拠点という大きな国の社会資本整備交付金を

持って帰ってきて、テーブルにあがってる状態です。それを一度降ろすと、今度はよその自治体から、どうしても同じく拠点整備の交付金を取りにいくという可能性があると思います。ですから、せっかく今、防災拠点整備プラス道の駅、この道の駅という事業を予算計上から外すと、国からはやっぱり支援はしてくれるよという言葉はいただきますが、テーブルの上には乗っていないという状況に陥ると思います。なので、市長の自分を信じてくれという、法的根拠のない執行保留という言葉もありますが、その市長の言葉を現在信じるしかないという状況が正しいのではないかと思っております。

この道の駅構想の事業ですが、まだまだ中身が見えていません。行政 コスト、維持コストがどれだけかかるかというのもまだ提示されており ません。これは、もう市長が議員に約束された修正計画が出れば、また 早急に提示し、説明をするという言葉を信じるしかないと思います。

国道沿線活性化事業だけに絞って皆さんは反対をされていますが、実際には、2005年の総合計画から10年がたち、現在、第2次基本構想が立ち上がりました。ただ、まだ実施計画が完全なものにはなっていない状況です。その実施計画が完全になってないものが、一つがこの国道沿線活性化事業なのです。ですから、国道沿線活性化事業を反対するということであると、全ての事業を反対しているというようにも受けとられます。

ただ、この総合計画、実施計画の空白の端境期の中、健全化計画をもとに第3次行政改革大綱に基づいて、毎年ローリングをして27年度の当初予算の編成に苦慮されて、このたび議案を上程されました。このことは大きな本当に経費に対する執行部の議案上程だと思います。これを全て否定するという形があってはいけませんし、この健全化計画が根底にある、そして第3次行政改革大綱が根底にある当初予算だということを信じて、私は賛成といたします。

○山本議長 ほかに賛成討論はありませんか。

1番 玉重輝吉君。

○玉 重 議 員 まず初めに、体調不良とは言え、市民の皆様、傍聴の皆様、市長初め 行政の皆様、本会議に遅刻しまして、大変申しわけございません。この 場をかりましておわび申し上げます。

> 私は、議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」に賛成する 立場で発言をいたします。

> 評価をしたい点は、今年度予算で第3子以降保育料の無料化を、市長も大変だったとは思いますが、しっかり決断をされて予算づけをなされた点に関しては、大変評価をしております。

また、今まで賛否両論ある中で、教育費がふえているのは評価できる ところではありますが、私としてはタブレット等の推進を言われる議員 もいますが、その費用もできればもっと第3子以降でなく、安芸高田市 としては第1子から無料化できるように、そういう面で教育費等を見直 して、まだ積極的に取り組んで欲しいという立場で評価したいと思います。

また、公共施設に対しても実際3割削減に対して、実行開始する計画ものっております。この辺に関してもやっぱり行財政改革を進める上で削減するところは削減し、つぎ込むところにはつぎ込むという意思の表れだと思います。公共施設に関しては、今現状で推計しておれば3割となっておりますが、私からすれば、人口減少がとまっていない現状を考えますと、5割減ぐらいを目標にやっていかないと実際には成り立たないと思っておりますので、その辺もさらに強い意思を持って来年度以降も予算の計画に当たっていただきたいと。ただし、今回3割にトライしていくという意思表示は大変評価したいと思っております。

また、道の駅に関してなんですが、これに関しては付随すると思われる地域おこし協力隊がことしから採用されるわけですが、この人たちの役割の中には特産品をつくっていくという項目もあるわけです。そうした中、じゃ特産品をつくったときにどこで売るのかという問題も考えないといけないと思います。

またや地産地消という言葉もしきりに我々議員も言うわけですが、地産に関しては、効果はまだまだと言えますが、支援なりいろいろな施策を打たれております。ただし、地消に関しては、今産直市等あるんですが、やはり地元で消費をするという意識づけを高めるには、今回道の駅と総合型で取り組もうとされている市長の考えは私も同感であります。ただし、今回、国の一方的な方向で変更を余儀なくされているところに関しては、行政の責任であるとは思えず、私としては、まだ国が今後どう出るかも踏まえて検討する時間が必要だと考えております。

そうした中、先ほど言いましたように、地域おこし協力隊等も我々議会も認めているわけですから、ぜひ特産品のしっかりしたもの生み出して道の駅で販売をしていけると。そして、費用対効果が成り立っていくんだという案を今後我々議会のほうも議員のほうも一緒になって話をしていきたいという要望に対しても市長も約束をされました。自分もそこらあたりもしっかり評価をして、このことに関しては、安芸高田市創生といっていいほど重要な課題であります。やめるのは簡単です。ただし、やろうと思うチャンスはなかなかないわけです。その中で、今、私としてはここで予算をとめるというわけにはいかないと判断し、今回に関しては道の駅に関しても継続して、最悪の場合は補正なりで修正等はいろいろできますので、本予算に関しては現状どおりいくべきだと考え、私の賛成討論といたします。

〇山本議長 ほかに賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

〇山本議長 黄成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。 これより、議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」の件を 起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 この際、11時50分まで休憩といたします。

~~~~~

○塚 本 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、議案第26号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第26号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計 予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第27号「平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第27号「平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第28号「平成27年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の 件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第28号「平成27年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第29号「平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計予 算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第29号「平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計 予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第30号「平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

〇山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第30号「平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第31号「平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第31号「平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第32号「平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計 予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第32号「平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別 会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第33号「平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予 算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。 (討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第33号「平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第34号「平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第34号「平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第35号「平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第35号「平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計 予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第36号「平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第36号「平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第37号「平成27年度安芸高田市水道事業会計予算」の件に 対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

〇山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第37号「平成27年度安芸高田市水道事業会計予算」の 件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第25 閉会中の継続調査の件について

〇山本議長 日程第25「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。 議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継 続調査の申し出が提出されております。

> 本件については、これを承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)

〇山 本 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

~~~~~()~~~~~~

午後 0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員